



第2次 伊方町食育推進計画

①食で育む 元気な伊方

[1] 計画の基本事項

◇計画策定の趣旨

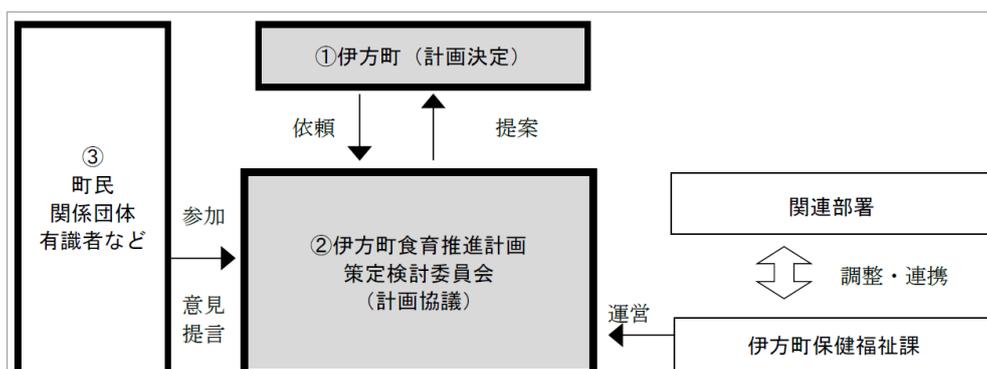
- 本町は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする伊方町食育推進計画（第1次計画）を策定し、本町の風土、産業、食文化を活かした「食ではぐくむ 元気な伊方」をキャッチフレーズとする本町独自の食育を推進してきました。
- 第1次計画の計画期間終了を受けて、国及び愛媛県の第3次計画の方向性ととともに、本町の取り組みの成果と課題を整理し、町全体で食育をより一層推進するための新たな指針として、第2次伊方町食育推進計画（本計画）を策定します。

◇計画の位置づけ、計画期間

- 本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。
- 計画期間は、平成30年度を初年度に平成34（2022）年度までの5年間とします。

◇計画の策定体制

- 本計画策定にあたっては、町民、関係団体をはじめ、多くの方の協力をいただきました。



[2] 食育推進の方針

◇基本理念、重点施策

- 本町の食育推進の基本的な考え方（理念）は、第1次計画を継承します。

◎第2次計画の基本理念◎	
1.	食を通して、心と身体を健康にする
1.	食を通して、郷土を好きになる
1.	食を通して、地域を活性化する
◎食育推進のキャッチフレーズ◎	
和 食で育む 元気な伊方	
和は和食だけでなく、和みのある食の意味を含みます。また、人と人、人と地域、地域と地域、食材と生産・製造などつながっているという意味で和を○で囲みました。	

食を通して、心と身体を健康にする「健康の食育」

- 子どもの頃から家庭で食を通してこの基盤を身につけること、保育所、学校、社会生活を通して正しく食を選択する力を高めることにより、生涯にわたって健全な食生活を実践する人を育てることを目指します。

重点 施策	1	家庭及びあらゆる世代への「噛ミング30（カミングサンマル）」の定着 【1次計画からの継続】
	2	家庭での食生活の実態を把握する嗜好調査（保育所）の継続実施と、結果を施策 推進に反映する仕組みの構築
	3	学校教育活動全体を通じ、全教職員の協力と連携による指導体制の充実
	4	成年期、壮年期、高年期に相応しい、適正な食生活と生活習慣の指導、口腔ケア への働きかけ

食を通して、郷土を好きになる「郷土の食育」

- 家庭、保育所、学校、地域、職場での地産地消を通して食を支える佐田岬半島の自然と伝統を敬愛し、人とのつながりと絆を感じる、郷土を愛する心を育むことを目指します。

重点 施策	1	町全体で地元産食財や郷土の食文化を活かした地産地消の拡大
	2	郷土料理や祭事食の次世代への伝承
	3	伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」、短期宿泊施設「亀ヶ池物語」及び亀 ヶ池温泉、道の駅、民間の宿泊施設・集客施設における、地元産食財・食品のP R及び販売拠点の充実

食を通して、地域を活性化する「地域活性化の食育」

- 時代、地域、世代を超えて人を喜ばす食の大きな力を活かし、農業、水産業、観光、ツーリズム、商工業が食を核に一層連携することにより地域産業の活性化に結びつけ、さらに地域全体の活性化につなげることを目指します。

重点 施策	1	多様な関係者の連携・協力するネットワーク、特に産業分野とのネットワーク強化【1次計画からの継続】
	2	地元産食財、郷土の食文化を活かした「えひめ農林水産物等ブランド（「愛」あるブランド）認定」「特産品開発支援事業」「特産品のブランド化」の推進【総合計画、総合戦略に位置づける事業との連動】
	3	ツーリズム事業と連動した食を核とした事業の展開

◇計画の進行管理

- 中央保健センターにおいて毎年度、本計画の施策・事業の進捗状況を調査、課題や改善点を検討のうえ、次年度の施策・事業の見直しを行います。
- 施策・事業の見直しの際は、伊方町健康づくり推進協議会「食育対策専門部会」において進捗状況の評価及び改善策を検討します。
- 食育に関する主な施策・事業の進捗状況は、町ホームページや広報などを活用し、本計画が円滑に推進されるよう、広く普及を図ります。
- 国の法改正や社会情勢の変化から新たな取り組みが必要になった場合は、関係する機関と連携して、適宜、実施します。

[3] 食育推進の施策展開

施策1 家庭の食育

～子どもがいる家庭への食育の普及～

(主に妊娠期及び乳幼児がいる家庭を対象とする取り組み)

1-1 望ましい食習慣と生活リズムの普及

<主な担当部署：保健センター、保育所>

施策（小分類）	今後5年間の取り組み
(1) 妊娠期・乳幼児期の栄養指導の実施	妊娠中の栄養講座
	離乳食講習会、離乳食、幼児食の個別栄養指導
	子育て支援広場などを活用した食育講座
(2) 家族一緒に食を楽しむ時間の普及	「食育月間（毎年6月）」「食育の日（毎月19日）」の一層の普及
	若い世代への食育の普及
(3) 規則正しい生活リズムの普及と「早寝早起き朝ごはん」運動の定着	生活リズムの確立と基本的な生活習慣づくりの推進
	「早寝早起き朝ごはん」運動の一層の普及
	家庭での「噛ミング30」の普及
	家庭での口腔ケアの普及

1-2 郷土の食文化の家庭への普及

<主な担当部署：保健センター、産業課、公民館>

今後5年間の取り組み
伝統的な食文化の家庭への普及
食文化の継承と創造
次世代（主に小学生）への食文化の継承

施策2 子どもの食育

～子どもの成長に応じた食育の実践～

(主に保育児童、小学生、中学生、高校生を対象とする取り組み)

2-1 親子で食への関心を高めるための保育所の食育活動

<主な担当部署：保健センター、保育所>

施策（小分類）	今後5年間の取り組み
(1) 保育所児童の食への関心を高める取り組みの推進	保育所における食育の計画的な実践
	食の体験活動の実施
	食への関心を高める取り組みの実施
	食べ物をよく噛んで食べる習慣の定着
(2) 保護者の食への関心を高める取り組みの推進	家庭における食育への支援
	家庭への情報提供の推進
	食に関する相談対応の実施
	嗜好調査の実施と活用

2-2 正しい食習慣と生活リズムの実践に向けた学校の食育活動

<主な担当部署：教育委員会>

施策（小分類）	今後5年間の取り組み
(1) 正しい食習慣と生活リズムを実践する力を身につける食育活動の実施	学校における食育の計画的・組織的な実践
	食に関する体験活動の実施
	食べ物をよく噛んで食べる習慣の定着
	定期調査の実施と活用
	高校における食育の推進
(2) 学校給食を活かした食育の推進	地元産食財を活用した学校給食の実施
	学校給食を通じた伝統的な食文化の継承
	食べ物をよく噛んで食べる習慣の定着
	食を通じた豊かな心と幅広い視野の育成
(3) 児童生徒の健康管理と生活習慣病の予防	健康的な食生活や生活習慣を実践する教育の実施
	定期健康診断と個別指導の実施
	配慮の必要な児童生徒への個別の相談指導の実施
(4) 家庭で食育を推進するための支援	家庭での正しい食習慣と生活リズムの定着支援
	家庭での食習慣の改善
	家庭における「噛ミング30（カミングサンマル）」の普及
	学校給食を通じた情報発信
(5) 食育指導体制の充実	学校における食育の計画的な実践
	全教職員の協力と連携による食育指導体制の充実
	食育における地域連携の推進

施策3 おとなの食育

～生涯を通じた健康の維持・増進につながる食育の普及～

(主に成年期、壮年期、高年期を対象(概ね18歳以上)とする取り組み)

3-1 正しい食生活を実践するための支援

<主な担当部署：保健センター>

今後5年間の取り組み
食生活と生活習慣の指導と情報提供の実施
町民に対する健診受診の促進
食に関する地域活動への参加促進
食育の周知と町民への定着

3-2 口腔ケアに関する意識啓発

<主な担当部署：保健センター、医療機関>

今後5年間の取り組み
生涯にわたる「嚙ミング30(カミングサンマル)」の普及
むし歯や歯周病の予防の推進

3-3 生活習慣病改善と事故防止のための食育の指導

<主な担当部署：保健センター>

今後5年間の取り組み
特定保健指導(栄養相談・栄養指導)の実施
家庭訪問による個別栄養指導の実施
高齢者の窒息事故の防止
高齢者対象の食育教室の開催
高齢者のこ食化の抑制

施策 4 地域と産業で食育

～食を核とした地域活性化と産業振興～

4-1 食や食文化を核とした地域活性化と産業振興

<主な担当部署：産業課>

施策（小分類）	今後5年間の取り組み
(1) 産業振興や交流拡大における食や食文化の一層の活用	事業者との連携強化
	地元産食財や食文化の国内外への情報発信
	農業・水産業の体験型ツーリズムの開発
	商工会との連携強化
	企業活動への支援の実施
(2) 地産地消の推進	給食への地元産食財の活用
	商店、飲食店、旅館における地産地消の推進
	家庭や職場での地産地消の推進
	地産地消の普及活動の推進

4-2 事業者や家庭における食に関する環境への配慮

<主な担当部署：町民課、産業課、教育委員会>

今後5年間の取り組み
ごみの減量化、食品ロスの削減の推進
事業者の食に関わる環境への取り組みの促進
食品リサイクル・ループの推進
バイオマスを活用した資源の循環を促進

施策 5 みんなで食育

～全町的な食育推進体制の充実～

5-1 食育への関心、食の信頼を高める取り組みの推進

<主な担当部署：保健センター、産業課、教育委員会>

今後 5 年間の取り組み
食育への関心の喚起、適切な情報の提供
食品衛生に関する正しい知識の普及・啓発
栄養や食品の安全性に関する情報提供
各種検査の継続

5-2 食育推進の協力・連携体制の充実

<主な担当部署：保健センター、産業課、教育委員会>

今後 5 年間の取り組み
健康づくり推進協議会食育対策専門部会の活動の推進
関係機関との幅広い連携の推進
食生活改善推進員の確保・育成
食育を推進する関係団体への支援
専門職の確保

[参考] 施策体系

施策 (大分類)	施策 (中分類)	施策 (小分類)	基本理念との関係		
			健康の食育	郷土の食育	地域の食育 活性化
施策 1 家庭の食育	1-1 望ましい食習慣と生活リズムの普及	(1) 妊娠期・乳幼児期の栄養指導の実施	●		
		(2) 家族一緒に食を楽しむ時間の普及	●		
		(3) 規則正しい生活リズムの普及と「早寝早起き朝ごはん」運動の定着	●		
	1-2 郷土の食文化の家庭への普及		●		
施策 2 子どもの食育	2-1 親子で食への関心を高めるための保育所の食育活動	(1) 保育所児童の食への関心を高める取り組みの推進	●		
		(2) 保護者の食への関心を高める取り組みの推進	●		
	2-2 正しい食習慣と生活リズムの実践に向けた学校の食育活動	(1) 正しい食習慣と生活リズムを実践する力を身につける食育活動の実施	●		
		(2) 学校給食を活かした食育の推進	●	●	●
		(3) 児童生徒の健康管理と生活習慣病の予防	●		
		(4) 家庭で食育を推進するための支援	●		
(5) 食育指導体制の充実	●				
施策 3 おとなの食育	3-1 正しい食生活を実践するための支援		●		
	3-2 口腔ケアに関する意識啓発		●		
	3-3 生活習慣病改善と事故防止のための食育の指導		●		
施策 4 地域と産業で食育	4-1 食や食文化を核とした地域活性化と産業振興	(1) 産業振興や交流拡大における食や食文化の一層の活用		●	●
		(2) 地産地消の推進		●	●
	4-2 事業者や家庭における食に関する環境への配慮				●
施策 5 みんなで食育	5-1 食育への関心、食の信頼を高める取り組みの推進		●	●	●
	5-2 食育推進の協力・連携体制の充実		●	●	●